

平成 2 4 年 4 月 1 日  
宍粟市企画総務部契約管理課

登録業者・入札参加業者 各位

### 宍粟市発注工事等からの暴力団関係業者の排除について

宍粟市では、従前より暴力団関係業者とされる有資格者に対する指名停止措置や不当介入があった場合の通報義務など、公共工事から暴力団関係業者を排除するために取り組んでまいりました。

このたび、兵庫県を始めとする県内市町村で「暴力団排除条例」が施行され、本市においても平成 2 4 年 3 月に制定されました。

つきましては、市発注工事やその他の事務又は事業からの暴力団排除を強化するため、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、条例の主旨をご理解いただき入札・契約にあたりご留意いただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 契約約款の改正

契約約款の改正の主な内容

- ① 請負者（元請負人）が、工事請負契約書第43条第 1 項各号に該当する業者（以下「暴力団関係業者」という。）の場合、市は契約を解除することができます。この解除により請負者（元請負人）に損害があっても、市はその損害の賠償の責は負いません。また、この場合の違約金は、請負代金の 1 0 分の 1 となります。
- ② 暴力団関係業者を下請負人にしてはなりません。請負者（元請負人）が暴力団関係業者を下請負人としていた場合、市は請負者（元請負人）に対して、当該下請契約の解除等（請負者（元請負人）が当該下請契約の当事者でない場合は、請負者（元請負人）が当事者に対して解除を求めることを含む。）を求めることができます。この解除等による損害については、請負者（元請負人）が責任を負うものとします。また、請負者（元請負人）が正当な理由なく市からの解除要求に応じなかった場合、市は請負者（元請負人）との契約を解除することができます。（建設工事のみ）

##### 2. 誓約書・役員等調書及び照会承諾書の提出

契約締結時に、市に暴力団排除に関する条項等を認識・了承した旨の「誓約書」及び「役員等調書及び照会承諾書」の提出が必要になります。（契約金額が 1 0 0 0 万円以上の契約をする場合は商業登記簿謄本（写し可）の添付が必要です。）

また、下請施工を行う場合、請負者（元請負人）は、下請負人に対して「誓約書・役員等調書及び照会承諾書」（これに併せ、下請契約金額が1000万円以上の契約をする場合は商業登記簿謄本（写し可）の添付が必要です。）を提出させ、その写しを監督員に提出しなければなりません。

なお、商業登記簿謄本（写し）は、契約締結予定日から3ヶ月以内の証明であり、かつ、現在の役員就任等に変更がないものを添付してください。

### 3. 不当介入の通報義務

市発注工事等に関し、暴力団等から不当要求を受けた場合、所轄の警察署および市に報告をする必要があります。なお必要な報告を怠った場合、指名停止措置を行う場合があります。

不当要求により、工期に遅れが生じる場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行ってください。

### 4. 指名停止等措置の強化

宍粟市指名停止基準の改正を行い、別表第2「不正行為等に基づく措置基準」の「暴力団関係」の措置期間を厳罰化します。また、契約書約款に違反した場合、別表第1「事故等に基づく措置規準」の「契約違反」として指名停止措置の対象となります。

### 5. 指名停止業者の情報

指名停止措置要綱別表その3『暴力的組織に対する措置基準』により指名停止措置となった場合、宍粟市ホームページで公表いたします。請負者（元請負人）においては、下請負人の選定にあたり暴力団関係業者を選定しないよう留意が必要です。